



2018年3月30日

警察庁秘密個人情報ファイル管理簿一部不開示に対し 情報公開訴訟を提起しました

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

1 本事実の概要

訴訟の対象：警察庁の保有する行政機関個人情報保護法 10 条 2 項 1 号、2 号に該当するとして個人情報ファイルの例外とされている個人情報管理簿の一部不開示決定の取消請求及び義務付け請求

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木由希子（法人としての提訴）

被告：国（処分庁 警察庁）

提訴日：2018年3月30日（平成30年（行ウ）126号）

代理人：升味佐江子、古本晴英、秋山淳、井桁大介、高橋涼子、三宅千晶

2 訴訟の背景

(1) 個人情報ファイルの存在を秘密にする行政機関個人情報保護法

1988年に最初に制定され、2005年に大幅改正した法律が施行される。1988年当初から、行政機関が個人情報ファイルを保有する場合は、事前に総務大臣に通知し（10条1項）、個人情報ファイル簿を作成して公表する（11条1項）することを義務付けられている。どのような個人情報ファイルを保有しているかを情報公開することで、個人情報の保有項目、利用目的などを明らかにし、社会的監視の下に置くとともに、個人情報の本人が自己情報の取り扱いを確認できるようになっている。

この事前通知とファイル簿の作成・公表の例外となっているものに、①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル、②犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得した個人情報ファイル、がある。この規定により、個人情報ファイルの保有そのものが秘密になっている分野がある。中でも、警察庁には多くの秘密個人情報ファイルが存在していると思われる。

(2) 個人情報ファイルの存在は明らかにできないのか

行政機関個人情報保護法による個人情報ファイル簿の作成・公表義務はないものの、秘

秘密個人情報ファイルも、その他の個人情報ファイルと同様に行政機関個人情報保護法が定める規制を受けるため、必ず内部で把握され、適切な管理がされていなければならないことには変わりがない。「個人情報ファイル簿」でなくとも、何らかの個人情報ファイルを把握し管理する仕組みがなければならない。

秘密個人情報ファイルの分野は、外交・安全保障・治安維持に関して保有される個人情報で、個人情報の権利利益と抵触が最も懸念される分野だ。盗聴法の拡充、共謀罪の創設などにより一層の監視社会化が懸念される中で、このような個人情報ファイルの保有そのものを秘密にする法制度は、どのような個人情報の収集・保有しているかという外形的な事実すら明らかにせず、監視の目の及ばない個人情報の取扱いをいたずらに認めるものだ。個人情報ファイル簿は、誰の個人情報を収集しているのかではなく、どのような個人情報を取り扱う業務を行っているのかを外形的に明らかにするものであり、ファイルの名称、保有する個人情報の項目、利用目的などが登録されているに過ぎない。しかし、秘密個人情報ファイルの管理簿を警察庁は一部開示決定としているものの事実上全部不開示としている。

3 本情報公開請求などの経過

2016年5月15日	「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号、11号に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人情報ファイルの数、個人情報ファイルのファイルの名称、含まれる個人情報の概要のわかるもの」を警察庁に情報公開請求
2016年6月7日	開示決定期限の延長通知
2016年7月15日	一部開示決定通知（別紙1） 「保有個人情報管理簿」を警察庁が特定。法10条2項1号、2号に該当する管理簿（122件分）を事実上全部不開示（登録項目名のみ公開） 【不開示理由】情報公開法5条3号、4号該当
2016年10月6日	一部開示決定に対して審査請求
2017年9月5日	情報公開・個人情報保護審査会 一部不開示妥当の答申
2017年10月2日	警察庁が審査請求棄却の裁決
2018年1月4日	DNA型、登録指紋、指掌紋自動識別システムなど個人情報ファイル名を特定して、警察庁に個人情報管理簿を情報公開請求
2018年1月30日	開示決定期限延長通知
2018年3月19日	一部開示決定（別紙2） 今回は前回の判断と異なり、ほとんどの部分を開示し、一部

	のみ不開示とする決定 【不開示理由】 情報公開法 5 条 4 号
2018 年 3 月 30 日	提訴

4 争点

警察庁は、現状はファイル名を特定せずに行った秘密個人情報管理簿の情報公開請求に対しては、内容を全面的に不開示としているが、ファイル名をある程度特定して情報公開請求すると、ほとんどを開示するという判断を行っている。このような判断の相違は、ファイル名の特定の有無によって生じていると理解されるが、一方でファイル名をある程度特定すれば公開できる情報が管理簿には記載されていることも意味している。

このことからすると、情報公開・個人情報保護審査会が妥当とした不開示判断が、その後の情報公開請求で分かった事実からすると、広範囲に不開示を認めたものであるということになる。

個人情報ファイル名を特定すれば公開する情報を、特定しなければ不開示にし続けることができるのか。本当に、個人情報管理簿は公開できないのか、情報公開法の不開示規定に該当するのかが主な争点になる。

なお、今回、ファイル名をある程度特定して行った情報公開請求により開示された管理簿は、18 件分。まだ 100 件以上の個人情報ファイルの情報が明らかになっていない。

5 情報公開請求、訴訟に至った理由

(1) 情報公開請求を行った理由

昨今の法制の動向から、監視社会化が懸念される中で、1988 年来問題になってきている秘密個人情報ファイルの問題をなおざりにできないということが主たる情報公開請求の理由。外交・防衛・治安維持分野では一定の秘密性の確保が必要な情報があることは否定するものではないが、一方で、民主的なコントロールを免れるものではなく、可能な限り個人の権利利益を保障し、政府活動の説明責任を果たす必要はある。

この分野での個人情報の取り扱いについては、誰の個人情報を保有しているのかを明らかにすることが難しい場合があったとしても、どのようなファイルをどのような目的で、どのような項目を保有しているのかを可能な限り明らかにすることで、一定の民主的コントロールを確保する必要がある。しかし、現在の行政機関個人情報保護法は、そのような義務の例外を認めており、1988 年に法制定以来批判されてきているところである。この情報公開請求は、行政機関個人情報保護法の改正ではなく、秘密個人情報ファイルの管理管理簿の公開に挑戦するもの。

(2) 訴訟に至った理由

ファイル名の特定をせずに情報公開請求するとほぼ不開示となった一方で、ファイル名とをある程度特定して請求するとほとんど公開されるという相反する状況となり、この相違は訴訟を通じてしか解明できないと考え、提訴することになった。

(3) 訴訟を通じてめざすこと

外交・防衛・治安維持分野の個人情報ファイルを秘密にすることを当たり前として行政機関個人情報保護法は制定され、警察を有する都道府県の個人情報保護条例も長野県を除いてそのような前提で制度が制定され運用されている。当然のこととされてきたことに対し、別の選択肢があることを議論の俎上に載せ、最終的には行政機関個人情報保護法の改正に至るとよいと考えている。

6 連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
担当 三木 由希子（理事長）
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org <http://clearing-house.org>

警察庁秘密個人情報ファイル管理簿情報公開訴訟のポイント

- 1 行政機関個人情報保護法で存在を明らかにしないで良いとされている「個人情報ファイル」の存在が、情報公開法によって明らかにできるかどうか
- 2 秘密個人情報ファイルは、外交・防衛・治安維持分野を中心に存在。中でも、警察庁に多く存在していると思われる
- 3 個人情報ファイルに誰の情報が記録されているかではなく、どのような種類の業務で個人情報ファイルが作成され、どのような記録項目かがわかるのが「管理簿」
- 4 盗聴法改正、共謀罪など監視社会化への強化と、特定秘密保護法による秘密保護強化が問題とされている中、個人情報ファイルの管理簿を公開させる意味は大きい
- 5 警察庁はある程度ファイル名を特定すると管理簿のほとんどを公開しているが、ファイル名を特定しないとほとんど不開示決定とするという違いがある。この違いが何かは、現在のところ不明